

岡本章庵『修身偉蹟』翻刻・訳注（下）

有馬 卓也

修身偉蹟・下

立志第二

（本稿は東洋古典学研究51集の続きである）

（1）林羅山

林羅山は始め道春といふ。加賀の人なり。大將軍徳川家康に仕へて督学たり。幼時より学を好みて、老に至るまで倦まず。夜ごとに諷誦して暁天に達せり。嘗て歳暮に友人菅得菴来り訪ひ、談じて古書の説に及ぶ。得菴 従容と辞謝して悠然とし、「余未だ『通鑑綱目』を見ず。願くば来春を待て之を閲せられよ」といふ。「①」道春聞き「書を読むに何ぞ時を撰ばん」とて直に起て『綱目』を出し、其の日より講を始めたり。又嘗て人のために邀へられて祇園神会を觀たりしに、偶一書生の来り訪ふあり。『棠陰比事』を袖にして此を質問「②」したりしが、道春 喜びて仔細に開説「③」し、日暮に至るまで息まず。竟に会を觀ずして去れりとぞ。

①「明春を待ちて学業に従事せんといふを」が消し忘れて残っていたので

削除した。

②「問しせし」が消し忘れて残っていたので削除した。

③解き明かす。

（2）太宰春台

太宰春台は名を純といふ。信濃の人なり。天性緻密にして煩勞を厭はず。其書を読むや甚だ精密にして、一字一句も苟且に看過せず。点画に誤りあるをば必ず更め、己が著述の書に至りては、必ず親ら繕写し「①」、往復書翰の如きも手づから書して返答し、瑣事といへども丁重に意を用いたりしかば、常に過失を致すことなかりしとなむ。

①書き写す。

（3）澤琴所

澤琴所は近江の人なり。井伊氏の世臣たるをもて十四歳の時に父の祿三百石を襲ぎて近侍となり、主君に従ひて江戸に在ること三年

なりしが、元禄中に至り疾によりて退隠し、京都に遊学すること七八年を経て帰り、中年松雨亭を彦根城の南松寺村に築き、徒弟を聚めて書を講ぜしに、從遊するものの盛なる■未だ曾て比類あらざるほどなりき。初め琴所の江戸邸に在るや、衆と異なる所あり。凡そ藩国士大夫の江戸に祇役して邸に寓するもの、多くば周歲にして交代し、未だ代期を得ざる間は、公署に出勤するに時限あり。労を極め力を窮めて一日を過ごし、郷を懐ふの情に堪へず。公より退きて舎に帰るや、或は茶を品して味を賞し、或は局を引きて勝ちを争ひ、或は器を遊び物を弄し、凡百の遊戲を事とするも、なほ悶を遣るに足らず。朋類を延き酔飽歌呼するに至りて、罪を蒙るもの少なからず。是は百邸一轍なりしが、琴所は弱冠の頃より此に見ることありて、公より退ける後は、読書のみ勉め、朋類の来りて遊戲を勧むるものあれば、睡眠を好むといひて之を辞し、白昼といへども枕を高くして寝に就き、其の人の去るを待ちて机に憑りて看読し、夜は常に眠らずして曉に達する許りならんとぞ。

(4) 新井白石

新井白石、嘗て曰ひけらく。「余が四五歳の時に当り、父の友に某といへる人あり。夜ごとに来りて『太平記』を講ぜり。余常に其席に侍して之を聴き、中夜に及べども講終らざれば去らず。時としては疑義を質問せしことあり。八歳の時より書跡を学びしが、翌年の秋に至り、父のために日課を設け、昼は行草三千字、夜は一千字を習はしむ。されども冬に至りては日短くして課業いまだ卒らざるに日暮に垂んとしけるゆえ、夕陽を逐ひ書机を西に向へる竹椽の上に

運び終りぬ。又夜に入りて字を習ふに頻に睡眠を催して殆ど堪ふべからざりければ、密に水を二桶に汲み置き、眠の痛く催したる時は、衣を脱ひて水を頭上より濺がしかば、身冷なる間は睡魔を驅り得たれども、温気を復するに及びて再び睡を催しけるゆえ、復た水を濺ぐこと前の如くにするに屢次にして、課を終へ父の覽閱に供せり。是余が九歳なりし秋冬間の事なり」と。

(5) 千田大円堂

千田大円堂は名を玄智と云ふ。出羽の人なり。年十六なりしとき、江戸に出奔し書を父母に遣りていふやう。「児去りて名を成すことなれば、死することあらんのみ」と。玄徹に従ひて医術を学び寡しきこと甚しけれども屈せず。字を作ること拙きを患へて東坡「①」の帖を学び、夏天炎熱の時に臥せざること九十日なりしが、遂に能書となれり。嘗て人に語りて曰ひけらく。「方技の士にして頭はれざるものは術の拙きがためなり。時に遇ふと遇はざるをもて天に譏ぬるは笑ふべきの甚しきなり」と。

①蘇東坡(1037～1101)。蘇軾。北宋の文人・書家。

(6) 僧頓阿

僧頓阿は年四十にして始めて和歌に志せり。人あり。頓阿に謂ひて曰く「凡そ和歌を学ぶは二十年の日子を費さざれば其の妙に至るべからず。足下は今年四十に及べり。甚だ晩からずや」と。頓阿曰く「二十年の学習を費すべきこと、我も已に之を聞けり。されども人の学ぶものは昼間のみ。我れは繼ぐに夜を以てせば、十年にして

業を成すべきなり」と。是より夜ごとに灯を挑^かけて天明に至り勤苦しけるが、終^{つひ}に古人集を暗誦し、『万葉集』を読むこと二千回に至りしが、其の作りたる和歌は甚だ精妙にして、人々難賞せざるものなし。五十にして其名普く世に聞こえたり。

(7) 雨森芳洲

雨森芳洲は対馬の儒官なり。年八十一にして和歌を学ばんとする志あり。自ら意^{おも}へらく「詩①」は時ありて之を作るに称すべきものなしといへども、平仄②の繆^{あやま}らざることを得たり。和歌に至りては一も其の法を解せず。先づ古歌を熟読するに如くはなし。今より『古今集』を読むこと一千遍にして、後に一万首を賦せば、或は少しく通ずる所あらんか」と。其後二年を経て読むこと一千遍に至り、又三年にして万首を作れり。其幼時より勤学の衆に越えたるも推して知るべきなり。

①ここでは漢詩をさす。

②漢詩を作る際に重要な漢字の韻の種類。

(8) 貝原篤信

貝原篤信は筑前の人なり。著書を好み、老に至るまで休せず。年六十にして『和漢名数増』を作り、六十七にして『大和廻』を作り、七十四にして『筑前統風土記』および『点例』を作り、七十五にして『諸菜譜』を作り、七十九にして『大和本草』を作り、八十一にして『楽訓』を作り、八十四にして『養生訓』を作れり。又その著せる『慎思録』といへる書中に言へることあり。『魏志』に胡昭①

は恪々^{かくかく}として「②」愛せざる所なく、僕隸といへども、必ず礼を加へたり。年八十にして書に倦まざるものは、胡傲君を見るときいへり。

余謂^{おも}ふに胡昭が愛敬の徳量は及ぶべからず。実に法とすべし。余耄^{おぼ}耄^{おぼ}なりといへども、日夕に手に巻を積かず、八十にして書を読むに倦まざるが如きは、企て及ぶべきなり」と。

①胡昭（162～250）。後漢末から三国魏の人。『魏書』管寧伝に記述が見える。

②つつしみ深い。

③もと「髻耄」に作るが、文意により「耄耄」に改めた。耄耄は老人の意。

(9) 中井竹山

中井竹山、嘗て某侯に見えしとき、侯これを謝し、「生①」も閑暇あらば時々に来り訪はるべし」と。竹山襟を正しうし、「吾輩は汝々^しとして②」学を講ずるものに侍べる。などを閑暇の時やあるべき」と答へければ、侯その失言を慙^はちて深く謝したりとなむ。

①ここでは二人称。

②つとめはげむ。

(10) 石瀬濱

石瀬濱は砧^{こき}々として「①」学を講じ、寸陰を徒過せず。毎年臘月②に至り曆一冊を買ひ、之を廁中の壁上に糊塗し、廁に上ること十二次にして来歳十二月の事を暗記し、後に其の糊を去れり。其意に謂へらく「曆を閲する等の事は廁に入りし時を用うべし。別に寸晷を費すべからざるなり」と。又嘗て某塾③に寓して書を読みしに、

日夜となく止まず。食するにも立たず、寝たるにも几に隠りて睡のみなりしかば、其の几に対するの座の足の著きたる処、みな為めに穿ちたりといへり。

①はたらく。

②陰曆十二月。

③もと「熟」に作るが、文意により「塾」に改めた。

(11) 長久保玄珠

長久保玄珠 赤水と号せり。家貧しうして学を好み、夜ごとに灯を掲げて書を読みたりしが、継母 鄙吝にして油を費すことを患ひ、夜学を禁ぜしかば、其の後は暗室に坐し、線香を焚き、字行を照して書を読み。遂に名家となり、水戸藩に聘せられたりしが、赤水晩年に至るまで孜々として怠らざること少年に異ならず。膏を焚き晷に継ぎて常に夜分に至り、倦むときは几に凭りて眠ること二時ばかり。覚むれば復たび筆を執れり。老いて告げて郷に還りしに、其編修せる所の書を携帯し、日夜考訂して竟に成功に至れり。迺ち『地理考』数十卷「①」なり。地理の書は古今に多しといへども、未だ是の如く詳備せるものあらずといふ。

①長久保玄珠の著述に『地理考』は見当たらない。『改製日本分里図』『新刻日本輿地路程全図』『改正日本輿地路程全図』などの別称、或は総称か。

(12) 塙保己一

塙保己一は盲人なり。嘗て荻原宗固の門に入りて国学及び和歌を学び、年二十二の時に小冊子を著したりしが、宗固見て「足下が

才もて此等の小事に勞するは甚だ惜むべし。願くは更に志を興して大事に従事すべし」と「①」いひければ、保己一大に其の言に感じ、始めて『群書類従』を纂輯するの念を起しぬ。『群書類従』は三十九年の力を積みて成るものにて、凡六百六十余卷に及び、親ら名山古刹に赴きて異書を訪ひ、或は人を派して之を探らしむるなど、其の勞たる実に言語に尽くしがたきものあり。凡そ盲人の総録官となるものは、千万金を蓄へざるものなしといへども、保己一は数千金の負債あり。遊蕩驕奢に費せるならで、刻書の用に糜せしなり。保己一常に和漢の書に通じたる書生五六人を養ひ置き、『群書類従』の稿本二三葉を謄写せしむるをもて日課とし、又諸侯の招きに応じ旧記歌書を講釈するなどあるときは、其度ごとに書生に命じて素読せしめたりしが、読むこと一回なれば直に記憶し、決して忘るることなかりしといふ。

①もと「とといひ」とあるが、文意により「といひ」に改めた。

(13) 范仲淹(中国)

宋の范仲淹は蘓州の人なり。幼年の時に長白山の僧舎に在りて学を講じたりしが、其の食は粟米少許を煮て粥とし、一宿を経て凝結せるを劃して四塊とし、早晚の用に供したるのみ。其の他は数十莖の菰を切り半盂の酢汁に投じ入れ、之を暖めて啗ふに過ぎず。斯くて勤学すること三年の久しきに至りぬ。後に兵部尚書となり、魏国公に封ぜられたりとぞ。

(14) 司馬君実(中国)

宋の司馬君実が学を修むるや一室蕭然として他物なく、ただ一書の几上に盈つるあり。或は中夜に寝ねず誦し、反復して其義を思へり。又円木もて警枕とし、少しく睡るときは直に「①」覚むるやうにし、即ち起きて書を読み。家甚だ貧しうして筆紙を弁ずること能はざりければ、萩もて地に画し、書を学びけるとぞ。後に宰相となれり。

①もと「直み」に作るが、文意により「直に」に改めた。

(15) 加藤清正

加藤清正が忠勇剛正なりしことは後人の鑑とする所なり。清正嘗て侍臣に謂ふやう「予は今日裸体にし放逐せらるるとも、三年の内には武士となるべき覚悟あり。何といふに斯る時は先づ混堂「①」の波水夫となり、竈の火を焚き、昼夜を勉強すべし。されば身暖にして寒を忘れん。又他人の水七荷を汲むときに八荷を汲みたらんには、日数を歴るほどに如何に吝嗇なる主人といへども、古捨一枚位給せられん。尚も日月を累ねば、木綿鼻紙を給せられん。因りて奈良製の小刀を求め、鑿識ありて馬を好める人に仕へ、能く馬を飼ひなば、必ず褒美を得ん。之を以て刀を買はば、若党仲間となることを得べし。其の後の出身は我が胸中に在り」と。人は自立自主して佗人に依仗せざる力量あればこそ人に従ふもの争でか大筋に当することを得んや。

①湯屋、浴場。

(16) フデ・トメ・ミカ

備後国福山に鐘尾広助といふものあり。父は早く死して妹三人あり。皆稚ければ広助は母と共に農業を営みて妹どもを養ひ居たりしが、福山に変動ありしとき、科らずも罪を得て入牢せり。折りしも母も病死し、外にたよらん親族もなくて、三人の女子ども一所に頭を聚へ泣き居たりしが、姉フデ年十八歳なるが、妹トメに語らひ「斯くては餓死するより外なし。女の身なりとて家を有たん業もせで、道路に袖乞すべきかは」と鋏を擔ひて出でければ、トメは年十四歳なりしが「①」、姉に随ひて助耕し、其妹ミカには留守させて糸車を繰らしめけり。ミカは僅に十歳にて群兒と共に遊戯し、なにかとおもふに、路上に棄たれる馬失牛糞などを拾い取りて帰るなど、姉の勞を助けんとする志、げに憐むに堪へたり。かくて年貢を上納し、耕作の暇に姉は機を織り、妹は糸を繰り、飯米の不足を補ひ、兄の借財をも償ひ、暑寒の際に至れば、新に衣服を製し、牢舎に送りて兄の寒暑を救ひけるを県庁聞きて深く賞せられたりとぞ。

①もと「なりしがが」とあるが、文意により「なりしが」に改めた。

(17) 安德裕（中国）

五代の安德裕は其の父を重榮といへり。嘗て兵を起こせしが「①」、敵の勢強くて敗北しければ、乳母徳裕を抱きて、水浜に逃れたりしに、終に守兵の爲めに執らはれぬ。時に軍校に秦習といふものあり。重榮と旧誼ありて、徳裕を匿せしが、習は嘗て石守瓊といふものを養ひて子としけれども、年壮なるに及びて嗣あらざるゆえ、瓊を召して徳裕を托したりければ、徳裕も遂に秦を以て姓としたりしが、習卒するに及び、三年の服を行ひて、後に宗に帰らんとせしとき、

秦氏より白金三万兩を与へたりしに、徳裕受けず「此は秦氏の富なり。大丈夫は自ら功名を立てて富貴を取るべきなり」といひけるとぞ。

①もと「起こせしがども」に作るが、文意により「起こせしが」に改めた。

(18) 源頼義

人民の節儉は富国強兵の基なり。上位に在りて風教の責を任ずるものの如きは、殊に其の効の大なるものあり。古より武器は鮮明なるを貴ぶといへども、奢美に流れんことを欲せず。況や其他の物をや。源頼義奥州の役に赴きしとき、其の軍に従へる兵に近江の春日置九郎といへるものあり。甲冑其他の軍装甚だ華美なりしかば、頼義見て色を変じ、「憎むべき状貌かな。汝は必ず身を亡ぼすべきものなり。速に売却せよ。それとも官軍の陣営に売ること勿れ。敵營に売るべし」といふ。九郎畏れて①退きたりしが、其後も依然として美麗なる軍装を為して陣頭に立てり。頼義怒りて「汝は猶も身を亡ぼすことを曉らずや。速に敵人に売却せよ。着すべからず」といふ。其後は黒緞甲②をぞ着したり。是は旧物なりければ、頼義見て喜べる色あり。「賀すべし、賀すべし。軍装を美麗にせんために財を費すときは、家貧しくなりて③勇士を養ふべき資力なく、敵に逢ふて亡び易きものなり」といはれけるとなむ。

①もと「畏りて」に作るが、文意により「畏れて」に改めた。

②黒い紐の甲冑のことか。

③もと「なくて」に作るが、文意により「なりて」に改めた。

(19) 北條時頼

北條時頼は幼より斯る習ひに長じければ、自ら奉ずること甚だ儉素にして其食に味を用いたることなし。一夕間居せしとき、族父大仏宣時を召したりしが、時已に深更なりき。時頼一鉢の酒を手にして「独酌は君と共にせんに如かじ。願ふに好下物を得たきものなり。いざ索かしてん」といふ。宣時とりあへず紙燭を点し、床上の碟に残盃あるを取り出だして視しければ、是にて足りぬとて酒の肴として取りけり。其孫高時は宴会するごとに酒九献あり、肴も九種を要しけるほどにば、楠正成聞きて「北條氏は久しからずして亡びん」といはれたりしが、果して其の言の如くなりき。

(20) 黒田如水

節儉は仁政の基なり。仁政を施さまく欲するものは、自ら奉ずるに節儉を宗とせざるを得ざるなり。豊公征韓の時に日根野備中守をして韓廷に使せしめたりしが、備中守貧困にして旅装を弁じかねければ、三好新右衛門を紹介として銀百枚を黒田如水に借れり。帰朝に及び新右衛門と同じく如水を訪ひ、利銀十枚を添へて之を償ひたりしが、如水侍臣を召し厨中に「先刻某が贈られたる鯛あり。肉をば塩もて蓄へ、骨を羹に煮て酒の肴に進られよ」といふに、人間て甚だ快からざりしが、酒既に畢るときに、前の金を出だし「吾は素より足下に貸すの意なし①」。専ら足下が不足を補助したるまでなり」といふ。二人再三に強ゆれども、遂に取らず。二人感謝して帰れりといふ。関原後に徳川の老臣。

①もと「意ならし」に作るが、文意により「意なし」に改めた。

〔21〕徳川家康

徳川將軍家康公は甚だ節儉の風あり。常に澣濯の白衣を服したりしかば、女房英勝院あるとき將軍の前に出でて、「賤婢に澣はしむるは恐れ多く、侍女に濯はしめんとすれば、柔嫩の手に血を流すほどにて、太だ難める色あり。此後は澣衣を服したためはぬやうに」といふを、將軍聞きて「婦女の理を解せざるものとは言ふも甲斐なかるべけれども、明に我が言を聴かれよ。汝等は駿府の倉庫のみを視ても其多きに駭かん。京都・大坂、その他の地方にも倉庫あり。布帛は山の如くに積みければ日に百匹を服したりとも足らざるの患なし。されども天道は奢侈を惡みたまふことゆえ、余は子孫万世のため天下衆庶のためを思ひて、常に澣衣を服するなり」と答へられけるとなむ。又あるとき屏風を手づから卸しづし、氣を嘘して皺を直されければ、近臣ども見て微笑するものあり。後に近臣を召し「我は袴を惜むものはあらず〔①〕。されど此の袴は貧婦の辛苦に成りしものなり。人として日用品物の如何して成就せしやを知らざるは禽獸に均しきものなりなどて、世を治め民に長たることを得んや。」戒めけり。豊公と和議を結びたる浜松城に在りしとき〔②〕、寒氣烈しかりければ、左右に銘じて外套を持ち来らしめしに、侍医近藤逢殿、一繡被を取り出したたり。即ち豊公の贈られたる〔③〕ものにて、紅梅に鶴の紋を画き、光彩粲然として目を奪へり。公見て眉を蹙めなどで「斯る華麗なるものを用いん。吾曾て已むことを得ずして一たび着用したりしも、再び着して我が家朴素の風を破るるべからず」とて〔④〕、更に他の外套を服せり。又駿府に在りしとき、近臣某美麗なる袴を着けて公の前に出でたるを見て、其名〔⑤〕を問ふに、茶

丸といふ〔⑥〕。公艶然として〔⑦〕色を変じ、「汝が我すら知らざる美服を着するは何事ぞや。世久しく乱れて万民塗炭に苦しみぬ。近ごろ纒に和平に越きたるのみなるに、早くも侈心を生ずるは、実に乱端を醸すものなり。汝が如きものは我が側に置くべからず」と痛く叱責せられけり。又嘗て藤の森なる厩破損しけるを、加々瓜隼人といふもの、見て新に修造せんとせしに、「雨もらば其処のみ葺き易へよ。壁崩れば其処のみ土を付けよ。其他は省略せよ」と命ぜられたりき。將軍は食物も嘗て滋味を貪りたることなし。伊達政宗が関白秀次の事にて嫌疑を豊公に得たりしとき、家老伊達中務をして取持を公に請はれしとき、將軍聞きて「中務此へ来よ」とて己が前に進ましめ、手を巨燵の下に挿し入れ煖めながら、「今日は早天より参られ、定めて空腹に候はん。それにて料理をふるまひ候へ」といふ。庖人すなはち膳を公に進め、中務は次席にて相伴せり。中務飯鉢なきを不審に思ひたりしが、蒲団の下より鉢を取り出して親ら飯を盛り、「其方が飯は冷えたりけんこそ鉢の飯を」とて出だされけるとなむ。鷹狩りの時などは、品川にして蛤、八王子にては芋・蕨などを食せられしとぞ。此等の風は二代三代に伝へて崇尚せられたり。二代秀忠の時に伯耆侯の世子新太郎江戸に赴き謁見せしに、織田常直上座に大あぐらをかきて囲碁を見物せり。將軍新太郎を見て「そこへはいりやれ。伯耆は雪国と聞き及びぬ。さふでおじやるか。勝手へ行き飯を喰ひやれ」といふ。勝手に入りて座に就くもの十三人あり。上座は織田常真にて、其次に新太郎着座せり。其節の料理は蕪汁におろし大根の鱈、あらめの煮物、干魚の焼物なりしとぞ。

①もと「惜むものあらず」に作るが、文意により「惜むものにはあらず」

に改めた。

②もと「ある日」とあり、「ある」だけが消され「日」のみが残っている。文意により削除した。

③もと「贈られるたる」に作るが、文意により「贈られたる」に改めた。

④もと「破るべからずとて」に作るが、文意により「破るべからずとて」に改めた。

⑤もと「其名名」に作るが、文意により「其名」に改めた。

⑥もと「茶丸といふ名づくるものなりと答ふ」に作るが、文意により「茶丸といふ」に改めた。

⑥むつとして怒る。

(22) 松田左近

徳川将軍節儉の風に將軍家に限り最も崇尚せられたるかと思ひたりしが、左はあらで、此風は当時一般に洽く行はれたるものと見えたり。松田左近といふものあり。堀尾出雲守が家老にて、武功著名なりし人なり。出雲守が伏見へ参勤として登城せしとき、福島左衛門正則殿中にて面会し、「今次は左近をば召連れられずや」と問ふに、「召連れて候ふ」と答へければ、正則すなわち城を下り、雲州の從者に就きて、左近が旅宿を問ひ、直に行きて面会し、「久く遇はでなつかしく存じぬ」とて緩々と款晤^{たむ}したりけり。左近なにがな厭じたく存せんとて小性を召し、腰より錢を出だし、「御前へ一杯、我等が一杯、また御前へ一杯」と盃の往来を数えて命じ居りたりければ、正則たまたま扇を開き使ひ居たりしが、其扇にて左近が手を叩へ「某も多くはたべぬ。二つたべぬればよき程なり。多く買ふは無

用なり」といひたりしとなむ②。

①うちとけて面会する。

②もと以下に「又瀧川」とあるが、文意が通じないので削除した。

(23) 成瀬吉衛門

徳川氏の老臣成瀬吉衛門といふもの、伏見に居り、其子隼人正は駿府に居たりしが、吉右衛門は隼人正より黄金を贈りけるを、居間の天井に釣り置きて、客来れば之を指し、「是は食物を調味せよとて、隼人が贈りたる金なり。之を見れば美味に愈りぬ」と語りしが、大坂と和議を講じたる①後、隼人正が子二人あり、祖父の処に來りければ、「今度は無事なれども、久しからずして事ありなん。其時には良馬に乗りて武功を立つべし。江戸は広しといへども、金二十枚の価ある馬をば多くは得べからず。是を」とて二人に金二十枚づつを与へたり。此の時の武士ども、衣服は一通を持するのみなりしかど、武具馬具はすべて十分に用意し置きたりけるとぞ。

①もと「講じたるし」に作るが、文意により「講じたる」に改めた。

(24) 瀧川左近一益

瀧川左近一益が関東管領として厩橋に至りしとき、諸将士が謁見のため來れるもの多かりしが、一枚なる衣服の垢つきたるを洗ひ曝らし乾かして居たりしとき、赤裸に候ふほどに、「暫く待ち給はれ」といはれけるとなむ語り伝へたり。又ある封地三十石を領せり。

(25) 將軍麾下の士某

徳川將軍初代の時は質朴なること甚し。將軍麾下の士某といふもの、「十二月の末に使を一万石を領せる諸侯へ遣り、明年正月のため熨斗目小袖を借用したし」とありしかば、「我等は一つならでは有たず。掃部頭殿にて借り遣はずべし」と答へ、其の由を井伊家に通ぜしに、「此方にも別の衣服としてはなし。子持筋なるをもち候ふほどに、是にてもよくば」とて、仰されければ、それを用いて公務を済ませけり。当時はかく質素なりしかども、主君たるもの、おほようにして、賤しきことは露しらず、平士までも金銀の談などは商家の事なりとて、爪はじきせしとぞ。又ある封地三十万石を領したる諸侯の愛女 白き小袖一枚のみありしが、稍古びたりしかば、侍女ども閨門の事を管せるものに告げ、父君に訴へ、新衣を調へんとせしに、敢て許さず、侍女ただちに訴へければ、「前に某が言ひしかど、一枚あれば事足るべき由を答へたるに、何故なりや」と気色悪しければ、重ねて訴へまじと、書面を上り、怒りをなだめけるとなり。又是より先きの事なるべし。井伊直孝は一生柳染の布頭巾に花色染の布の下帯せられしとかや。某年四月、其父日親 其他の人と日光に詣でしとき、朝の寄合あり。「当年は例より早く暑氣の催しあるゆえにや。昨夜は多く蚊に食はれぬ」といひければ、日親聞きて「斯る旅にては自由がましきことは為すまじき筈なり。挟箱を枕の上に置き帷子をかぶせらるべきなり」といふに、「斯くしたれども透間より蚊入りて喰はれたるなり」と答へたりしとなむ。又家光 日光社参の道中なりといふ。掃部頭は別に椀飯を持たせず、黒米飯を駅々にて食し、供奉せられしとぞ。又一説に直孝は常に道中にて台所荷物を持たせず、食物を従者の両袖に入れ持たせたりといへり。彦根に入部せし

とき、在国の家士若輩はもとより、一同盛服して出で迎ひしに、直孝木綿の胴服恰など着し、兼て用意しけるを出だし、家士どもに与へ「昔は具足のみ着し、斯る身広きものを着せざりしが、今は天下静謐なれば各之を着し、緩々休息すべし」といひければ、綺羅を装ひしものども、己を顧みて自ら耻ぢ面々に省略したりけり。其後、家士の某といふもの①、「家居の荒陋なるに②搦はず奇麗に具足したる馬を洗滌し③居けるを見て、其禄を問ふに「百五十石なり」といふを聞て、即座に一倍の禄を与へたることあり。直孝が江戸の邸には乗馬として小荷駄を百足づつ飼立て、事の急に備へたり。家中はすべて格別に大事もなく大体二百石位の士の■多く指物にも面ひの姓氏の印させて武勇を第一に励まされたりけるとぞ。

①もと「家士の某がといふもの」に作るが、文意により「家士の某といふもの」に改めた。

②もと「荒陋なるに」に作るが、文意により「荒陋なるに」に改めた。

③もと「洗滌しし」に作るが、文意により「洗滌し」に改めた。

(26) 大河内金兵衛

徳川將軍麾下の士に大河内金兵衛といふものありき。寒中伊豆守某を訪ひ、対面したりしとき、寒氣いと甚しかりければ、伊豆守より「老人の事なれば頭巾を着せらるべし」と強ひていふにぞ、「されば御免し候へ」とて懐中より古き古綿の頭巾を出だし、かぶりたりけり。伊豆守 そを見て小性に命じ縮緬の頭巾十四五種を出ださしめ、「欲するものを着けらるべし」といひければ、「某の頭巾は見苦しとて斯く命ぜらるるにて候ふや。頭巾は公儀に用いるものならじ。か

ぶり居ても人に逢はば脱ぐべきものなれば、美麗なるをかぶりても無用に候」とて更に手に取らざりしとなむ。

(27) 板倉重矩

板倉内膳正重矩、嘗て一邸を本所に得て住居せしとき、野間三竹法眼に「咬菜軒」といふ三字を書かして席上に掲げ、邸内に菜園を開き、自ら耕したる野菜を高貴の諸人に贈り、更に外に求むることなし。咬菜という意は宋の汪信民が「人常に咬得るときは、菜根則百事可為す」①との語に本づけり。重矩京坂の勤役中にも之を掲げ、龍の口の官邸にも同様に拍けたり。法眼その意を問ふに、「人たるもの、身を立て名を著はずに随ひ、本の微賤なりしことを忘るものなるを思ひ、本所にて住居せんことを片時も忘れまじく欲するなり。今大祿を荷ふは身分に不相応なることゆえ、殊更に懼れてかくするなり」と答へたりしとかや。

①朱子の『小学』善行第六に汪信民の玄として引かれ、後に洪自誠の『菜根譚』の序文にも引かれる。『小学』の原文は「汪信民嘗言、人能咬得菜根、則百事可做。胡康聞之、擊節嘆賞。(汪信民嘗て言ふ「人能く菜根を咬み得ば、則ち百事做すべし」と。胡康之を聞き、節を撃ちて嘆賞す。)

(28) 酒井忠真

酒井修理太夫忠真は天性儉素なる人なり。其妻を娶り①しとき、木綿衣十領を納徴としたりければ、老臣ども怪しみ問ふに、「余藩士を撫し公に対して其の聴を尽くさまく欲するに、節儉より要用な

るものなきゆえ、常に綿衣②を服せり。余が妻たるものも、此の意に順はしめざることを得ず。之を否みなば離婚の一事あるのみなり」と答へけるとぞ。

①もと「聚り」に作るが、文意により「娶り」に改めた。

②もと「錦衣」に作るが、文意により「綿衣」に改めた。

(29) 酒井忠清

酒井忠清は徳川氏の閥老にて威権ありし人なり。一殿中にて汗出でけるまま相服を脱して欄頭に曝したりしを、ある人うかがひ見るに諸処を補綴せしものなりしとぞ。

(30) 土井勝利

土井大炊頭利勝 大老たりしとき、ある諸侯たちを見て「近日の内、茶を献じたく存するほどに、辱臨したまはるべきや」といふ。衆共に「参候すべし」と約しけり。利勝退出の時に老臣どもに向ひ「諸君打連れて参るべしとの事なり。左様に心得べし」といふ。期に至り衆共に行きければ、主人みづから之を門内に迎へて一札を述べ、書院に叩へしめ、やがて数寄屋へ通らしめ、小さき重箱にかい餅五つ入れ、蓋の上に楊枝を添へて出だし、稍ありて主人又茶をたてて之を出だして事すみぬ。さて四方山ものがたりに時を移し、各厚く礼して帰られけりとぞ。

(31) 李沆 (中国)

宋の丞相李沆 嘗て居第を封丘門の外に作りしとき、玄関前に広さ

僅に馬を旋らすべきほどなりければ、ある人見て「太だ隘せまからん」といひしに、「居第は子孫に伝ふるものなり。此を宰相の玄関と①」すれば、誠に隘せましといへども、太祝奉礼の玄関とするときは、寛きに過ぐるほどなり」と答へけるとぞ。

①もと「玄関とと」に作るが、文意により「玄関と」に改めた。

(32) 長某（中国）

宋の宰相長某は宰相となりて自奉すること尚手書記の時の如くなりければ、「ある人見て「公は俸を受くること少なからざるに、斯く清約なるは余り甚しきことなり」と評するものあり」といひければ、長聞き嘆息して「我が今日の俸は家人みな錦衣玉食すとも難きことあらじ。されども人情として儉より奢に入るは易く、奢より儉に入るは難きものなり。我が今日の俸を争でか常に有つことを得べきも、常に存することを得んや。家人をして奢りに習はしめなば、今日に異なることある時に至り、頓にはかに儉約を守ること能はず。定めて必ず所を失ふに至らん。我が位に居ると位を去ると、身の存すると亡するに論なく、一日の如くなるが若くなることを得んや」と答へけるとなむ。

修身第三

(1) 後光明天皇

後光明天皇は近代の英主なり。常に宋儒謝上蔡が「自性偏難克処克将去る」①といへる語を誦読して、古今の金言なりとて、深く

賞したまひ、常に雷を悪にくみたまへるを氣質の偏なりと思ほしめされ、夏月大雷の轟とろろくことに親を縁前に臨御したまひければ、竟つひに能く之を変化したまひけるとなむ。②

①謝良佐（1050～1103）。程明道・伊川兄弟の高弟。引用文は「須従性偏難克処克将去（須らく性偏りて克ち難きより克ち将て去（ゆ）くべし）」（『上蔡先生語録』下所収『論語正義』）による。

②もと「となむしとぞ」に作るが、文意により「となむ」に改めた。

(2) 清水赤城

清水赤城は幼きときより怯懦なりしが、十二三歳に及び、深く之を耻ぢ、其性を矯め直さんとて、大雨暴風の夜ごとに深林曠野の人なき処に至り立て、左右に顧望すること数時にして帰たりしが、後には漸く化して豪壯の人となり、遂に兵法を以て世に鳴るに至れり。

(3) 南容（中国）

周の南容は孔子の門人なり。天性慎密にして深く言語を慎み、日に三たび白珪の詩を誦せり。其詩に「白珪の玷かけたるは、尚も磨くべけれども、斯言語の玷かけたるは、為むべからず」①といへり。蓋し人は一言も過あらば追悔すとも及ばずとの意なり。孔子その謹勅なるを愛し、己が女むすめもて南容に与へ、其妻とせられたりとぞ。

①『史記』晋世家・『說苑』談叢に引用される『詩』の佚文。「白珪之玷、猶可磨也。斯言玷、不可為也。（白珪の玷は、猶ほ磨くべきなり。斯言の

玷は、為むべからざるなり。」。

(4) 中西淡淵

中西淡淵は名を維寧といふ。尾張の人なり。常に人と語るに其言の不善なるときは自ら責て「僕は愚にして未だ尊意に達すること能はず。試に吾が見たる所を言はん。吾が見る所は云々なり。未だ是なりや否やを知らず」といへり。弟子の過あるを見ては、黙然として言はず。弟子ども之がため、誰も顔色を養つけて、ただ謹めるのみなりしとぞ。

(5) 伊藤仁齋

伊藤仁齋は字を源佐といふ。京師の人なり。人となり寛厚和緩にして疾言遽色「①」したるを見ず。城府を設けず。辺幅を修せず「②」。如何なる卑夫に告ぐるも諄々「③」たらざるはなく、誠を推して待過し、厭倦の色なし。後徳大寺親王深く学を好み、毎に諸儒を会して互に論難せしめたりしに、往復數四に及びて辞し、色激励なること甚しく、或は互に詆訶する「④」に至るものありしが、中にも伊藤仁齋のみは神彩「⑤」厳然として毫も風調を變ずることなかりしとぞ。土佐の人高阪芝山嘗て『適從録』を著はして、仁齋の学を排撃せしに、弟子ども其書を觀て仁齋に示し、弁解せしめんとす。仁齋微笑して応ぜざりければ、弟子神色奮勵し、「先生にして弁ぜずば、某代りて弁ぜん」といふ。仁齋徐かに「我が非にして渠かれが是ならんには從ひて改めん。渠かれが非にして我が是ならんには、何をか弁ぜんや」と答へて、遂に弁解せざりしとぞ。

①早口でものを言い、落ち着かない。

②ここではうわべを飾らないの意。

③丁寧ていねいに教え諭す。

④そしりとがめる。

⑤態度、顔色。下の「神色」も同じ。

(6) 程皓 (中国)

宋の檢使刑部程皓は性質慎密にして人の短処を言はず。毎に同輩中に人に訾そらるるものあるを見れば、未だ曾て應對せず、其言の畢おはるを竝まちて「是は三十衆人の妄談なり」とて、更に其人の美事を説けり。ある日、広坐の中にて酔人のために罵られ、席上の人みな愕然たりしが、皓は黙然として争はず。徐おもむに起ちて之を避け、「彼人の酔へるゆえなり。何ぞ必ずしも与に言はん」といひたりとぞ。

(7) 近江農夫

近江に農夫あり。嘗て人と約し六カ月を期し、償却せんとて、他人より金若干を借りたりしが、貧しきこと日に甚しくして約束期に至りしかども、奈何ともすること能はず。因て意を決し、僅少の田地あるを尽く売却し、其の金を持って債主ちゆうしゆの許もとに往きて、尽く之を償却せり。債主は之を閱あはみて「わが意は実により足下に呈せしなり。などで返還を須ひんや」といへば、農夫答ふるやう「恩恵は実に肝銘に堪へずといへども、初めより借用せしものなり。などで背くべけんや」と固く辞して帰りけるとぞ。

（8）江村專齊

江村專齊は儒術を好み兼て医業に達せし人なり。年一百歳なりしとき、後水尾上皇の御意にて召されしとき、上皇ただちに「何を修めて強健なりや」と問ひたまはれしかば、「臣は常に一つの些の字〔④〕を守り侍べり。飲むこと些なく、食ふこと些なく、禁忌すること些なきのみ。此外に奇術とはなく候ふ」と答へければ、皇いかにもとて甚だ善みしたまひ、鳩杖〔②〕錢帛および酒茶を賜はれたり。子孫これを榮とし、賜杖の字もて講堂の名としたりけるとぞ。

①わずか、少しを意味する文字。

②頭部に鳩の飾りが付いた杖。君主が老いた功臣に賜う。

（9）劉元城（中国）

宋の劉元城は平生に薬を服せず。嘗て遷謫〔①〕せられしとき、四十七歳なりしが、其母も与に往かんといふを、百端に止めしかども許されず、老親をして瘴地に入らしむるのみならず、己が身に疾ありて、親を憂へしめんことを恐れ、意を決して欲を絶ちしが、其の後三十年を経るに、一日も疾に寝ぬることなく、氣血意思ともに昔日の如くにて、終日亡友の劇談に接し、或は夜に入りて寝ねずとも翌朝に至れば、精神の壮快なること、故の如くならざるなし。平生坐するに必ず己を端しうし、未だ嘗て傾側せず。日々千歩を行きて、其後に燕坐調息し、復々起ちて書を讀し、未だ嘗て昼寝せず。客と共に茶を啜るに、六七盃に至ることあり。歳時に家廟を祭饗拝跪すること、七十有二に至るまで一度も廢闕せず。専ら至誠もて子孫を励ましけるとぞ。

①罪によって流される。

厚德第四

（1）高倉天皇

高倉天皇は天性賢明仁孝にして、常に慍れる色形はしたまはざりき。年甫めて十歳にならせしとき、宮中に丹楓樹あるを愛て、藤原信成に命じて監視せしめたりしに、一日仕丁〔①〕枝を折りて火を焚き酒を暖めけるにぞ。信成大に懼れて斯くと奏問しける。天皇從容として唐詩を誦し、「林間煖酒燒紅葉」〔②〕といはずや。仕丁の風流は、げに賞すべきなり」と宣ひけるとなむ。

①若者。

②白樂天（772～846）の七言律詩「送王十八帰山、寄題仙遊寺（王十八の山に帰るを送り、題を仙遊寺に寄す）」の五句目・六句目に「林間暖酒燒紅葉、石上題詩掃綠苔（林間酒を暖めて紅葉を焼き、石上詩を題して綠苔を掃く）」とある。

（2）水戸光圀

水戸中納言光圀卿は常に節儉を好める人なり。仙台侯某が幕命を奉じて御茶の水を掘割りし、時に尋問として二重を贈られたりしが、一重は芋の煮ころばし、一重は黄粉むすびなりしとかや。己に老を告げて西山に隠居したる〔①〕後は、隠居科をも定めず、「少くば少將を批判せん。多くば我を批判せん。年々入費の過不及なるが当然なり」とて、田圃を調へ耕作して租を納ること百姓に異ならず。郡

奉行など、或は用捨する^②ことあるときは、大に之を怒られたり。又常に茶の湯を好まれしが、嗜好は器物を欲する念を生ずるものなりとて、断然として之を廃止せしめ^③、猿樂なども全く止め、朝夕の膳は一汁一菜にして、極めて淡薄なるものを食し、小袖も絹細ばかり着し、夜具は昔より薄き絹の蒲団一枚あるのみ。外に出でて宿するときは、親ら床を治めて近臣に命ぜず。歌舞などは一度も見ず。或は領内を巡り民を恵み、郡奉行代官など検見の厳に過ぐるものあれば、従つて之を罰し、専ら民に農業を教へられたり。あるとき幕府の使者あり。本城にて其旨を伝へ、儀すでに畢はりければ、「我が隠居の茅屋を見せ参らすべし」といふにぞ。使者その後に従ひて行きにける。其居は甚だわびしき体にて、竹の折り戸にて門を構へ、其の内に小さき厩あり。馬一疋を繋げり。居室に進めばただ二間ばかりにて、次の間は直に庖厨なり。奴一人の外に人を見ず。茶多葉粉盆など出だし、使者に向ひ「珍しき客人に何をがな馳走と存ずれど、隠居の身なれば万事不自由なり。出来合いの粗飯を参らすべければ、緩く話されよ」とて、戸棚を開きて鳥目^④を出だし、奴を召し「汝疾く町へ行きて、新しき魚を買ひ来れ」といふ。奴^{まゐいた}りて馳出だし、須臾ありて大なる松魚一本を提げ来りければ、俎^{まゐいた}を坐に出させ、親ら身処を刺身にし、「中打を汁に煮よ」とて、奴に一汁一菜を設けし、奴の給仕にて之を饗しけり。使者まさに辞し去らんとするとき、「何か参らせんと存すれども心あてなし。せめて是にても参らすべし」とて繋ぎ置きたる馬を引き出ださせ、「鞍皆具とも参らせたくも、隠居の身なれば意の如くすることを得ず。裸馬にて参らすべし」といふ。使者すなはち厚意を謝して江戸に帰り

たりしとなむ。

- ①もと「したるたる」に作るが、文意により「したる」に改めた。
- ②用いることと捨てること。ここでは方針が定まらないことをさすか。
- ③もと「廃止しめ」に作るが、文意により「廃止せしめ」に改めた。
- ④中央に穴の空いている銭。

(3) 上杉弾正

米沢侯上杉弾正、嘗て節儉の令を敷かんと欲し、最初に奥向女中五十余人なるを減じて九人とせり。其中大半は母后が尾州より入奥の時に従ひ来れるものなり。江戸家老色部修理といふもの、深く患ひとしたりしが、其義は「我等に任ずべし」とて直に書を市ヶ谷なる尾侯の邸に送り、「近年身上困窮なるにより、厳しく節儉の政を施し、女中をも多く暇を遣はす^①べければ、御家より下されし女どもも返したく存するなり」とありけるに、尾州にも当然なりとて残らず引取られたり。中に局を勤めたる女中の一人の部屋子の年十六才なるを持ち、奥方のため召し使はれたるものあり。老女より修理へ願ひ出づるやう「某が老後の力にも致したく存ずれば、御暇は遣はさるるども、内分にて部屋に差し置たく存知侍べる。別に御扶持をば願はん」と出願しければ、修理^{まゐいた}して其由を言上せしに、「自分の養ひにて内々部屋に差し置くとの事なれば、其意に任ずべし。されども我等が奥へ参るとき目通り一は罷り出でざるやう申し開くべし」とありければ、修理より其段を申渡し、老女もありがたしく秉知したりしが、翌朝に至り修理を召し、「昨日老女の願ひを許容しけれども、夜中熟考せしに、是は願の如くになし難く候ふ。其故

は此の女も年齢すでに十六歳にて、容貌も殊に美麗なるものなり。我等いまだ年若きことなれば、上には儉約を旨とし、女中をも格別に減ぜらるれども、美女一人を留めらるるは、御勝手なることなど、外様の者ども評せんに、目通もさせじとて、人ごとに申し訳もなしがたければ、儉約の令も行はるまじき基なるゆえ、必ず外へ遣はすやうに申し付くべし」といふ。修理聞きて「殊に迷惑に存じ、斯くては某が職も立たず。上意も及古〔②〕となり、下の信を失ふ道理なるゆえ、此義はなにさま此分にさし置かれたしといふに、過ちて改むるに憚ること勿れと聖語もあり。我熟考して過たるを知れるゆえ、今改めんとするなり。我が誤り入りたりといはば、其方は耻辱と思ふべけれども、此度の儉約は家中の上下五六千人を始め、町在庶民までを各自省略し、永く取続かせ、度より起りたることなれば、此令の行届くが肝要なり。我が老女に誤り入るが如きは、幾度〔③〕ありても耻ぢとは存ぜず。国をも維持せざるときは、先祖に対し奉るのみならず、天下後世に対しても莫太の耻辱なり。苦しからざるほどに、老女の弾正一旦誤り入りたるにより、堪忍せられ、早々外へ遣はすやうに申渡さるべし」とて、速に此女を外へ出ださせせりとぞ。

①もと「遣はす」に作るが、文意により「遣はす」に改めた。

②ここでは古くなるの意。

③もと「いくつ」とあるのを「幾度」に改めているので、「いくつ」をルビを付した。

（4）藤原行成

藤原実方は侍従定時の子なり。一條帝に仕へて従四位上に叙し、左近衛中将に至り〔①〕、和歌の達者なり。大納言藤原行成と仲悪しく〔②〕、未だ嘗て一言も交へざるほどなりしが、嘗て殿上にて実方に出会たりしとき、兼て慍れることかありしまま、ものをいはいはで行成の冠を打ち落とし、庭上に擲ち〔③〕たり。行成卿あはてたる色もなく、徐に主殿司を呼びて冠を取らせ、之をかぶりて〔④〕、守刀の筭を抜き出だし、鬢の乱れを給ひ居なほりて、「なにゆえに候ふや。かかる始末にあづかるべきこと、更に覚へはべらず。其の故を柔りて、如何ともいたし候はん」と、言を柔けて問ひければ、実方卿は何の答へもせで、其座を起ち去りたり。折しも一條天皇遠に其状を御覽ありて、「行成は温雅なるものなり」と仰せられたりしが、日ならずして行成を挙げて藏人頭に任じ、実方朝臣の不敬を怒りたまひ、中将を罷めたりしが、実方に和歌の達名たるを以て、陸奥守に貶したまへり。

①もと「藤原実方と和歌の」に作るが、文意により「藤原実方と」を削除した。

②もと「中悪しく」に作るが、文意により「仲悪しく」に改めた。

③もと「擲ちてたり」に作るが、文意により「擲ちたり」に改めた。

④もと「■かぶりて」に作るが、文字が判読不能なため、修正前の文とした。

（5）黒田孝高

黒田長政が東照公に従ひ関ヶ原に赴きしとき、其父如水軒孝高は豊前中津の城にたて籠りたりしが、人数不足なるより、近国に触れ

示し多数の浪人を召し集めしに、時日に移さずして馳せ集まれり。貝原市兵衛・杉原一茶との二人、如水の命もて金を頒ち授けたりし。数百人の中に二重に金子を請け取りたるものあり。奉行人見咎めて斯くと告げしかば、「今度当家のために先登せまく思ふも、何ぞ左様の挙動を為さんや。思ふに出陣の用意ととのひかね、紛れ取りしならん。極めて貧しきがため、斯くありしなるべし。我が年ごろ費を省き、金銀を貯へしは、武用に備へしがためなり。二重に得させたりとも、あながち費とはなるまじきぞ。手広く取り捌きて一人なりとも人を多く集むべし」とありければ、人みな其徳に感伏しけるとぞ。

(6) 源兵衛

武蔵野葛飾郡西宇喜田村の農民源兵衛といふもの、過ぎにし明治丑の歳より巳の歳まで、五年の間「①」、年々に金百七十六兩貳分を同郷の窮民に恵みたるを誉めさせられ、金二千匹を賜へりを、源兵衛が県下にて報恩社といふを設け、救助の方法を窺めたりしとき、金千兩を出だせるを賞せられて、金一万匹を賜はれり。然るに辛未「②」の七月九日暴風にて波高く、海岸諸村みな波底に沈み、家屋も田畑も尽く流失し、貧民その日より飢渴に及べるを憐み、人口の多寡を計りて、同村六十五戸の貧民に一戸ごとに米三斗づつにして総計十九石五斗を給し、七十八戸に一戸ごとに二斗づつにして、凡そ十五石八斗を給し、隣村の五十二戸にも一戸ごとに三斗づつにして、凡そ十五石九斗を贈り、更に七月九日より五日の間に小民の其日を暮しかねたるものに白米四石余を焚出して与へたり。己も難に遇ふて家宅田地をも損ひつれども、村人が憂へさまよふを見聞くに忍び

ず、斯くなせしなり。斯る慈愛の深きものは世に稀なりといふべし。

①慶応元年から明治2年にあたる。

②明治4年にあたる。

(7) 我彦中右衛門

置賜県管下の副戸長我彦忠右衛門といふもの、人となり質直にて、上を敬ひ下を憐み、一村に交誼を厚くし、家に奢侈の風なく、おのづから家資も豊なりしが、さきに権現官林といへる所に杉二万本を植え、又白旗といへる処の官林二町余を自費もて開拓せり。又その在勤中に商議して貧家を救へること少なからず。村民の旧借の金をば無利息にして、永年賦に償はしめ、惰農に貢賦の大切なるを訓へしかば、闔村「①」その誠実に靡き、おのづから耕耘の業を勉むるに至れり。又養蚕掛となりしが、桑葉の欠乏ある家には之を補ひ遣はし、明治二年の凶作に餓莩「②」のもの多かりしを歎き、商議して貢米の不足を弁納したりけり。此等を始め、其の施せる所の金三百十五円余に及び、数戸の貧民ども生活の路を得るに至れり。是は実に忠右衛門が厚義より出でたる恩恵なればとて、官よりも之を賞賜せられたりとなむ。

①村中。村をあげて。

②行き倒れ。

(8) 星野弥兵衛

上野国小沼村に星野弥兵衛といへる農民あり。家富みて吝しからず。天性篤実にして、祖父耕平・父七郎右衛門より引きつづき貧民

を憐むをもて務とせり。天保丙申の歳〔①〕に国内飢饉して餓死に至るもの多く、老少共に流離四散して穀商は更にもいはず、豪富を毀ち米麦を掠奪せんとかたらひ合せて、既に暴挙に及ばんとす。弥兵衛は父七郎右衛門に従ひ村里を奔走し、懇に説諭して取り鎮め、己が貯ふる所の金穀を散じて賑救したりしが、纔に十三の小童なるに親ら金穀を齎らして一戸ごとに分与しけるを、人皆その篤行に感じ、前非を悔悟せざるはなかりけり。成長に随ひ人の為めに難を解き危を救へること枚挙に遑あらず。慶応三年に至り、又凶荒ありて物価騰貴し、小民窮乏に陥るもの多かりしかば、多年に蓄積せる所の粗穀を出だして、貧家に給与すること天保度の如く、人みな餓死を免かれたり。明治二年に至り、頑固の陋俗を説諭し、近村の男子をして悉く散髪せしめ、是まで髪を結べる費一人ごとに一年金五十銭あるを積みて家屋葺補の方法を設け、且つ製糸の器械を製し、人々をして其の産に就かしめければ、隣郷に至るまでも沢を蒙るもの甚だ多し。又学校設立の為に、衆に先だち金一千百円を献じ、兼ねて有志の徒を説諭して二千円余の金額を集めて、小学校を創立せりとなむ。朝廷いたく褒美し賜ひて、代価二十円の時計一箇を賜へり。

①天保七（二八三六）年。

（9）青木善七

羽前国の平山村に青木善七といふ者あり。父をも善七といへり。天保四年の飢饉に、父善七 村内の貧民に米銭を施し、危急を救ひし事いと多かりけり。其の時に子の善七は未だ十七歳なりしかど、人となり物を憐むの心ふかく、父の訓を守りて日ごとに父より受くる

小遣の銭を猥りに費さず、貯へ置きて飢民を助けし事などあり。幼児には珍しきものなりとて近村に称誉せられたり。其の後に父なくなり、母老いて病に臥し、朝夕食事を始め、起臥に至るまで、すべて常に違へる事のみ多かりしかども、善七は母の指図あるを待たず、意に先だちて取り扱ひしほどに、母いたく喜びて母子殊に睦じかりけり。さるほどに旧藩の時より撰ばれて村役を務めたりしが、維新の後に至り副戸長に任えられてより、殊更に黽励〔①〕し孝悌を勧め、農業を力めしめ、貧窮を恤み孤独を憐みて一村の者を我が子の如く思ひなし、職に称はんことをのみいそしみければ、村民よく懐きて父母の如くに仰ぎ慕ひ、互に睦じく公事訴訟など起すものなくに至れり。善七常に村内の利益とならん事を考へ、慶応二年に金八十両もて村役所に托したるを潤農金と名づけて利息を廉く貧窮の者に貸し与へ農業を勧めしが、其の由もとの領主に聞こえて、厚く褒賞せられけり。かくて年を経るままに貳百両にも満ちなんとせしほどに、貧民勸農の資本となりて、一村の潤ひ おほかたならずなれりとぞ。又養蚕は人家第一の産業なればとて、村民を率いて野川の傍なる廢地を起こして植えしめしに、年ごとに桑田も開けたり。これよりさき村人弥惣といふもの、租米の収納に苦しみければ、金十七両を外より借りて収めしめしに、其後に弥惣いと困窮になりしかば、己が懐より十七両を出して金主に返済しけり。又村人卯右衛門といふものの居宅破損して修繕することもえせざるを憫み金三兩を与へて雨露を凌がせけり。又与右衛門といふものは、田租を収めかぬるを憐み、米貳石五斗を遣はし納めしめけり。善七もとより有余ある富人ならざれども、安政六年より明治五年まで十四年を経る間に、

鰥寡孤獨〔②〕を救へること上に挙げたる外に米貳十五俵・錢七百貫文に及べり。中にも潤農金と桑田の両条は今に至るまで村民の利潤となり、衆みな父母を慕ふが如くに仰ぎなつきて、村内の風俗も善に改まりければ、心ある者ども相語ひて功績を記し、石碑を建てけりとなん。

①勉め励む。

②それぞれ妻のいない男、夫のいない女、孤児、子のいない年寄り。

(10) 紀伊治貞

紀伊治貞は天性慈愛の人にて左京大夫たりしときより甚だ深く下を恵みたりしが、軽卒の一人厚恩を報いんとて勤務の暇に乘馬の沓を作り、「毎日買入の分を献じたく存じたまつる」と頭役まで出願し、頭役より言上しければ、「軽き身分として其志いと殊勝なり。願の如くならしむべし。是まで何ほどの買ひ入れなりしや。十錢のものならば八錢づつは中間どもに取らせても二錢の益あるべし。残り錢は是まで沓の口入しせしもの、急に助成を失ひて難渋すべければ少しづつ取らせ候ふ様に」と命ぜられけるを、一同に厚く歓喜したりけり。又治貞は恒に本綿の夜具を用いられしかば、先例もなきことにて、余り甚しきことなりとて、老臣ども諫めけるに、「是は儉約にはあらず。養生のためなれば、必ず此の儘に差し置くべし」といはれけるとなむ。

(11) 關敏 (中国)

支那の關敏は汝南平輿の人にて、汝南の太守第五常に仕へたり。

第五常召されて京に往きしとき、錢一百三十万を關敏に託したりしかば、關敏これを京に通送せんとする折りしも、兵乱に際して道路通ぜず。既にして其の身も貧窶を極め殆ど飢餓に迫りければ、其妻第五常氏の託せる錢を出だして之を補ひ、金を得るを待ちて償はんといふに、關敏にうけがはず、「是には決して手を触るべからず。道路の通ずるを待ちて通送すべきなり」とて土中に埋めけり。既にして疫癘流行し、第五常が家に蔓延して一家を挙りて死し、九歳なる孫児のみを遺せり。第五常まさに死せんとするとき、之を召し、昔汝南を出でし時に關敏に錢三十万を託し置く旨を告ぐ。其の孫成人の後に落魄して汝南に往きければ、關敏大に喜びて之を饗し、錢を堀り出だして尽く与へたりしに、「吾が祖父は三十万錢と言はれぬ」とて、其の他を受けざりしかば、關敏は「第五君が病の爲めに精神を擾されたるなり。実は一百三十万錢なり」とて、終に尽く之を与へたりしとなむ。

(12) 小宮芳義

相模国足柄郡八沢村の副戸長小宮芳義は天性篤実、温厚なるものなり。維新後に地券を改むるの公布ありければ、近村より金千六百拾円余の田畠を質に取置きたりしに、地主どもを自宅に招き「今般の公布は、數百年來錯雜せし田畠を改正して、本人所有の確証を頒ち下され、永く各家に附与せしめ賜はんとの御旨趣なり。固より他人の名田なるを質流れたりとて、我が有とするは本意にあらず。故に諸君よりあづかりたる証券を還し進すべし。各地券を公庁より受け取らるべし」と申し聞かせ、中に金五百拾四円余は極貧の者なり

とて、無代価に還し与へ、金一千九十六円余も同様に行ふべく思ひしかど、其人の極貧といへるにもあらざるに、「斯くしては反りて当人の心緩みにもやなりなん」とて、永貸といふことになせりとぞ。ここに於て近傍の者どもも感服せるはいふも更なり。他邑に至るまで、いたく称讚し、一県の勸奨となり、地券施行の主意も明瞭なることを得るに至れり。芳義が功大なりといひつべし。

(13) 白田畏斉

白田畏斉は備前の人なり。嘗て友人と郊行せしとき、一男子の糞溷〔①〕中に倒れ落ちて不潔の其の身を没せんとするを視ければ、友人および行路の人ども、其臭穢を悪みて敢て近づかずしが、畏斉急に進み、手を溷中に下して以て之を援ひ得たり。既にして里人ども来り見て曰ひけらく「此人は癩癩の疾あり。偶発せしならん。君の救助に逢はずば、命を溷中に終へんのみ」と。又ある市中を行きけるとき、子奴の魚を買ひて携へ帰れる途中にて饑鶩に捉奪せられ、其主の怒を畏れて家に帰り得ず、涕泣しけるを見て、囊を倒にして錢を与へ、再び買ひて持ち去らしめたりとぞ。

①肥溜め。

(14) 新見屋新左工門

新見屋新左工門は野州宇都宮の米商なり。嘗て奇利を得て殷富を致し、年老うるに及ぶまで商業に服して怠らざりしが、某年江戸に抵り畢世の愉快を極めんと欲し、書をもて親故を招き、花を賞し月を弄び、劇場に至りなどして、絲竹〔①〕の楽を極めたり。ある日晩

間に永代橋を過ぎしに、一少女の踊りて水に投せんとするを見れば、疾行して緊く抱き止め、「何故に泣くぞ」と問ふに、「死なでかなはぬゆえ、速に放たれよ」といふゆえ、種々に説諭しければ、「妾〔②〕幼くして父を喪ひ、家計困窮し、母は親家に寄食し、妾は身を鬻ぎて某氏の下婢となること、今に五年なり。今日未の刻に主人の命を奉じ金三十両を齎らして某氏に贈り致せしが、途中に之を失ひ、搜索すれども得ず。贖はんに資なく、実を告ぐとも家貧しければ必ず詐りて此事を為すと思はれなん。今死せば其実を明かすことを得べきなり。願ふに明年は満期なれば母の待たるること、一日も一年の如し。妾死せば母の悲しみは如何にやあらん」とて涙落つること雨の如し。新左「三十金もて人の生命を買ふは甚だ廉なり。これを買はん」とて、金を与へて「速に帰りて遅疑を謝せよ」と諭しければ、女感泣して固辞するを、強ひて与へたり。女その姓名里居を問ふに、笑ひて「余は田舎人なり」といひて棄て去れり。其後数年を経て、親家の年少三人を携へて八幡の祭式を深川に觀たりしが、山車は巧を争ひ、歌舞は新を競ひ、觀るもの山を成せり。永代橋に至りしとき、肩は相摩し、踵は相踏みて、歩行すべからず。折りしも一女来りて袖を牽きて相語らんとす。新左相似たる者を誤り認めたるに非ずやとて、肘を奮ひて顧みざりしに、女堅く抱きて放たず。新左大に怒り「何ぞ無礼なるや。年少輩に見せしめば、吾を何とか評せんや」といふ。時に衆声喧嘩にして言語も達せず。吻動き色変ずるを見るのみ。女力を極めて牽引しければ、遂に年少と相失し、橋側の茶店に入れり。女拝謝して「君は妾が恩人に非ずや。其年月日に此橋の上にて妾を救ひし事を記憶したまふや」と問ふに、新左

頭を傾け眉を顰めて「今に五年なり」といふ。女因りて往事を陳し「妾帰り実もて主人に語り、金を奉じて還せしに、主人感歎すること久しうして「路人すら尚ほ然り。吾なんぞ此金を受くるに忍びん。されども今返すに由なし。権りに蔵めて時を待つべきなり」といはれ、期満つるに及び、其金を妾に賜ひて母子生活の資とし、永く鴻恩を記せよとありけるゆえ、推辞すれども允されず。拜受して帰り、具さに母に告げ、母子相對して泣く計なりき。当時自心に此の恩を忽にするは禽畜なりと誓ひ、常に神仏を祈り、一たび其人に逢ひて口に此の恩を謝せん。何許の人なるを知らずといへども、或は親故の此の間に在るものありて、再び此橋を経過することもありなるとて、母と謀り賜はりたる金もて茶店を買ひ、茶を売りて過活し、朝夕に注視したりしが、今にして君に覩ふことを得たり。何の慶か之に如かんや」とて且つ泣き且つ語る。言の未だ畢はらざるに橋身断裂し衆相擠して溺れ、新左が携へし三人も共に溺れ死し、新左のみ独り免かるることを得たり。是は文政四年丁卯秋八月十五日の事なりとかや。

①弦楽器と管楽器。

②こゝでは一人称。

(15) 張百戸 (中国)

支那高郵の張百戸といふもの年已に老ひて一子ありたりしが、公事もて淮安に行くこと歳余にして返りしに、江を渡るとき風に見て一舟の波上に沈浮し、三人の舟背に抛りて号泣するものあるを見て憐み、漁艇を呼往きて救はしめんとしけれども応ずるものなし。白

銀一大錠を出だして之を示し、往て救はしめたりしが、即ち己が子なり。父久しく帰らざるにより、母の命を奉じ、遠く来り探りしが、風に遇ふて溺し幾んど魚腹に葬られんとせしなり。父子且つ泣き且つ慶し、漁人ども嘖々として「①」嘆美したりとぞ。

①口々にほめそやす。

(16) 孫泰 (中国)

支那の孫泰といへる人嘗て市に出て古き鉄の燈台を購ひ求め帰りて之れを磨きたりしに、銀なりければ、直ちに往きて賈人に還したりとぞ。又義興の地といへる処にて、錢二百貫を出だして一邸を買ひ、移りて住まんとせしとき、其家の老嫗泣き悲むこと甚しかりければ、孫泰あやしみて其故を問ふに「我姑に事へて久しく此の家に在りしに、子ども愚鈍にして之れを有つことあたはず。あに哀しからずや」といふを、孫泰聞きて深く憐み、「我は今俄に京師より召されて官に就かんとす。此家に住むことあたはず。之を汝が子に托して守らしめん」とて、遂に義興を去りて再び之を問はざりしとぞ。孫泰が詞をまふけて直に之れを老嫗に与へざりしは、老嫗が二百貫の錢に心を苦しめんことを慮ればなり。孫泰九十に及び其子ども皆な高官に上れりとぞ。(丁)

※本訳注は、日本学術振興会科学研究費・基盤研究(B)(一般)「泊園書院を中心とする日本漢学の研究とアーカイブ構築」(研究代表者…吾妻重二 課題番号 18H00611)による成果の一部である。